

食安輸発1019第2号
平成21年10月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(イタリア産セロリ及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月30日付け食安輸発第0331008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、イタリア産生鮮セロリにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

イタリア産セロリ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) COVES が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対しジフェノコナゾールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（ジフェノコナゾールを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

なお、自主検査について、登録検査機関において対応できない場合にあっては、対応可能となるまでの間、行政検査にて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮セロリ
2. 生産国：イタリア
3. 輸 出 者：COVES
4. 検査結果：ジフェノコナゾール 0.06ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21018396280号6欄）
6. 輸 入 者：株式会社 佐勇